

# 高松市の手話通訳派遣を考える会

支援ニュース <<4号>> 2012年4月10日発行

【発行責任者】高松市の手話通訳派遣を考える会 近藤龍治

〒761-0705 香川県木田郡三木町井上 2243-8

Fax:087(889)1831 メールアドレス:takamatsu-haken@keb.biglobe.ne.jp

弁護団ブログURL:<http://syuwatsuyaku.blog.fc2.com/>

1

## またしても市外への手話通訳を却下！！

3月26日に、池川さんの娘さんの専門学校の入学式に出席するために再び、高松市に手話通訳派遣を依頼したが、3月30日に却下されてしまいました。その理由として、『高松市外である』と、『通訳内容が市長が特に必要と認める程度の客観的な重要性に乏しいため』と挙げられています。

このことから、高松市は考えを改める気がないことははっきりと分かりました。オープンキャンパスの保護者説明会に続き、入学式までも通訳を却下するということです。もし、不服申立や裁判を起こさなかったら、このまま泣き寝入りすることになっていたと思います。通訳を必要としているのに、行政の判断で情報の必要性を決められるのです。果たしてこのままでいいでしょうか。

それだけではありません。高松市は前例がないからとペットが病気になったから、病院に連れて行きたいと依頼しても、眼鏡を買いたいと依頼しても筆談で対応すれば良いと手話通訳派遣を認めてくれません。情報を求めているのに、それを必要ではないからと言われるのはどうでしょうか。

池川さんは弁護団と相談し、4月6日高松市に対し却下処分を取り消しを求める異議申立を行いました。

しかしこの異議申し立ても『高松市外であること』『通訳内容が市長が特に必要と認める程度の客観的な重要性に乏しいもの』また義務教育とそれに準ずる高校等に関する以外のものであり、運用基準の『社会生活上必要不可欠な用務』に該当せず、決定は相当であり、違憲・違法な点はないし、異議申立て棄却されました。

今後の対応については、弁護団と追加提訴もふまえ協議中です。



長い道のりになると思いますが、  
引き続き、ご支援をよろしくお願い致します。

# 裁判にむけて

## 原告である池川さん及び傍聴者に対する情報保障について

2月28日に提訴した時点から、今回の裁判での当事者である池川さんに対する情報保障、傍聴者に対する情報保障について支援団体、弁護団で協議してきました。

民事裁判においては、通訳費用は訴訟費用として取り扱われ敗訴者の負担とされてきました。池川さんの言語である手話で口頭弁論を行うことは当然であり、手話通訳がなければ裁判自体適切に進んで行かなくなる恐れがあります。

手話通訳者が池川さんだけに必要なものではなく、裁判官・裁判所職員も手話通訳者がいなければろう者の口頭弁論の内容を理解できず、裁判官の発言や裁判の進行において池川さんが理解できているのか等確かめることも出来ないです。

裁判の適正さを保つためにも手話通訳者は必要不可欠な存在です。

こういった状況にも関わらず、聞こえない当事者が手話通訳者の費用の負担を強いられる可能性が生じています。

今回3月30日付で高松地方裁判所に「聴覚障害のある当事者傍聴人の情報保障及び裁判所の適正手続きに関する意見書」を弁護団が提出しました。

申し入れの趣旨は

- ①裁判の適正手続きの確保及び原告が裁判を受ける権利を円滑に行使するために裁判所が公費で手話通訳者を手配し、通訳費用を訴訟費用に含めないこと。
- ②傍聴人が傍聴する権利の行使の保障するため裁判所が措置すべき内容

- ・通訳者は抽選対象としない
- ・手話通訳者の手配と適切な場所で起立した状態での通訳を認めること
- ・要約筆記体制の準備
- ・磁気ループの設置
- ・盲ろう者のための個別通訳者の傍聴席の入場、適切な位置での通訳を認めること

全国レベルでは新たに

社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

社会福祉法人全国盲ろう者協会

特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会の3団体が支援してくれる事になりました。

これで聴覚障害者制度改革推進中央本部構成6団体からの支援を頂けることになりました。

聴覚障害者制度改革推進中央本部では司法での情報保障及び適正手続き保障について最高裁判所に対し高松地方裁判所に提出した意見書を理解、尊重した万全の対応を行うよう全国の裁判所に周知するよう要望書を提出する予定です。

# カンパ状況の報告

カンパ額: 1, 885, 510円(3月31日現在)

現在のカンパ額は1, 885, 510円です。今後も引き続き、ご支援お願い致します。

事務局では、お名前の確認ができた方から順次掲載させていただきます。銀行振り込みについては多少お時間がかかりますので、あらかじめご了承ください。

## カンパして頂いた皆様(2012年3月31日現在)

(敬称略)

(北海道) 中村雅子、神野透、北海道手話通訳問題研究会道央支部千歳・恵庭班、美唄ろうあ協会、久保田昭人、近藤つぐ、渡辺聰子(岩手) 藤原一高(秋田) 仲村多雅枝、武田恵智子、武田享一(福島) 大河内妙子、渡邊尚子(石川) 北昌代(富山) 西田勤、小杉手話サークルあじさいの会(群馬) 山田茂、石井省三(栃木) 栃木県聴覚障害者協会(東京) 賀来真智子、五十嵐勝利、藤澤朱美、鈴木なぎ、吉永典子、関尚子、笹谷真美、久松三二、中村和彦、平塚洋子、石原恵美子、全通研東京支部講座江原クラス一同、二宮洋子、細田恵子、田原直幸、国リハ手話通訳士専門研修有志(埼玉) 山岸明美、菊池友子、悦覩ひろみ、埼玉県聴覚障害者協会青年部、匿名希望の方(千葉) 安藤幸子、平林静子、屋代利津子(神奈川) 森悦子河原富裕子、櫻井いづみ、神奈川県聴覚障害者連盟、斎藤愛子、森本典子、鎌田早苗、武島眞弓、腰野恵子(静岡) 手話サークルつばさ、手話サークル伊豆海会(愛知) 蒲郡市聴覚障害者福祉会(岐阜) 堀内たかし、豊田敦(三重) 亀田紀子(京都) 木下節子、萩原雅次(大阪) 星沢篤・敏美、住吉清美、龍頭久、緒方光義、岩本みゆき、森田恵美、大野雅子(奈良) 小林康司(滋賀) 北村由美(和歌山) 北川美恵(兵庫) 尾形扶美雄、瀬田栄美、森郁雄・久子、新城満喜子、正岡由美(鳥取) 阿部由利可、石橋大悟(広島) 村木絹子(島根) 桑田愛子、全要研島根県支部、大瀧浩司、村上栄子(山口)(社) 山口県ろうあ連盟、西川悠子、西村小夜子、藤井豊(徳島) 徳島講師研修会参加者(香川) 河崎好子、濱上孝明・操子、佐野郁生、今井博、河田直義、藤井律子、合田保子、森本秀子、手話サークルひまわりの会、福田政直、福田定子、野田勝穂、片山スマ子、佐々木美知代、池内容子、亀田孝夫、島岡稔彦、白井和美、松田直子、木山きよみ、菅谷加菜子、手話サークルひびき、その他手話サークル訪問でのカンパ、匿名希望の方(高知) 福井京子、中村辰雄、山口エイカ、藤田福雄、山中睦子、竹島春美(愛媛県) 宇和島聴覚障害者協会(福岡) 永尾浩子、角光邦子、全国要約筆記問題研究会福岡支部、廣末敏恵、おおはし会、白水信竹、吉瀬渉、関根悦子(長崎) 西川研(大分) 安部邦子、中野明(熊本) 中尾礼二、松永朗(沖縄) 沖縄県聴覚障害者協会

(全日ろう連) 石野富志三郎、松本晶行、小中栄一、長谷川芳弘、山根昭治、小椋武夫、中村眞策  
太田陽介、松本正志、西滝憲彦、中橋道紀、比嘉豪、降旗久、藤原友子、嶋本恭規、宮本一郎、  
伊藤行夫、浅利義弘、中西久美子、中村稔、藤森秀一、倉野真紀、櫻井貴浩、丸山継男、中村昌道  
(全難聴理事長) 高岡正

匿名希望の方は振込メッセージにその旨ご記入下さい。

皆さまのご協力、ご支援に感謝いたします。

ありがとうございました。

引き続きご支援お願い致します。





今回も暖かい心援のメッセージをめりかとつこいります。その一部を紹介します。

- ・ガンバレ池川さん、ガンバレ香川。応援しています。これは法のしくみの問題。皆で取り組むべき問題だと思います。
- ・裁判にまで踏みきった勇気に敬意を表し、陰ながら応援しています。
- ・これを機に全国的な地域格差の解消を！！鳥取からも応援しています。
- ・聞く権利、知る権利、これを行政の勝手な判断で侵害されることが今後起こらないように、高松での良い例として示すことができるよう頑張ってください。
- ・地域的に権利が認められるのではなく、国全体での権利の拡充につながる裁判の意義を感じます。ささやかですみません。
- ・NHK 教育で放映中の「ろうを生きる 難聴を生きる」で、今回の話を知りました。手話通訳の派遣が拒否されるなんて、信じられません。良い結果になることをいのっています。
- ・コミュニケーション保障は地域限定ですか？絶対おかしいです。頑張りましょう！！
- ・一般の保護者と平等に知る権利は当たり前です。頑張って下さい。
- ・下山の思想という本を読みました。登頂せずして下山はできません。頑張って下さい。
- ・進学後の娘さんの生活に不利益のないようにご配慮を。丁寧な活動を・・・。
- ・人権平等社会、コミュニケーション支援事業に拡大。
- ・大分県ろう学校 OB 会ですから、あきらめないで続けていくよう、願う。
- ・ガンバレ！！負けるな！



現在、ホームページ制作しています。4月中に完成することを目指しています。それまでもう少しお待ちください。

**支援カンパは、1口 2,000 円です。《複数口でも可能です》**

**振込先：ゆうちょ銀行**

**口座名称：高松市の手話通訳派遣を考える会**

**振替口座記号番号：01630-2-108487(郵便局)**

**※他の銀行からは**

**(ゆうちょ銀行 店名 六三八 普通130885)**